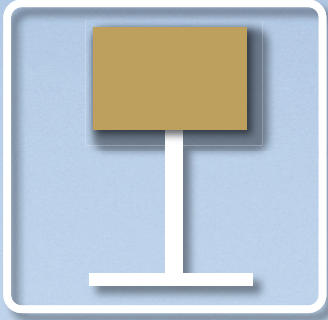
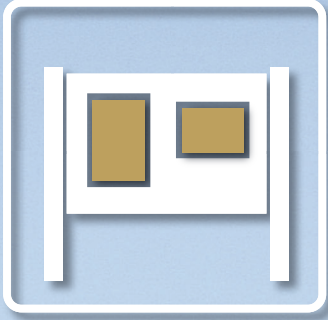
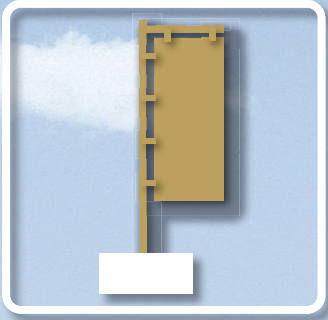
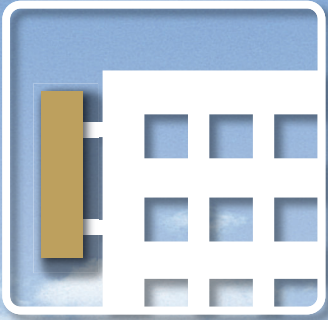




佐世保市屋外広告物の手引き



平成28年4月



目次

1 屋外広告物について	
（1）屋外広告物規制の目的	1
（2）屋外広告物とは	1
（3）自家広告物と一般広告物	1
（4）屋外広告物の種類	1
2 屋外広告物の規制内容	
（1）禁止広告物	2
（2）禁止物件	2
（3）屋外広告物の表示フロー	4
（4）禁止地域・許可地域	6
（5）許可の共通基準及び総量規制	11
（6）許可の個別基準	12
（7）適用除外基準	15
3 屋外広告物の許可の手続き	
（1）屋外広告物の手続きフロー	16
（2）事前相談	16
（3）屋外広告物の許可の申請	16
（4）手数料	17
（5）許可の表示・管理義務	19
（6）完了の届出	19
（7）屋外広告物の変更の届出	19
（8）更新の許可の申請	19
（9）屋外広告物の除却（滅失）の届出	19
（10）管理者などの変更の届出	20
（11）その他留意事項	20
（12）許可基準の特例について	20
4 屋外広告業の登録	
（1）屋外広告業の登録手続きフロー	21
（2）屋外広告業の登録の申請	22
（3）手数料・登録期間・登録の更新	22
（4）登録の変更	22
（5）長崎県の登録を受けた業者の方に関する特例（佐世保市への届出）	23
（6）登録後の義務と必要な手続き	23
（7）廃業の届出	23
5 違反屋外広告物などに対する措置	
（1）違反屋外広告物に対する措置	24
（2）違反屋外広告業に対する措置	24
6 公共（ふれあい）掲示板について	25
7 申請書などの様式	26

1 屋外広告物について

(1) 屋外広告物規制の目的

はり紙、広告板、ネオン・サインなどの広告物は、私たちの生活に必要な情報を伝えるとともに、まちを活気づける手段にもなります。

しかし、これが無秩序に氾濫し、管理もおろそかになると、街並みや自然の景観を損なうだけでなく、人々に危害を及ぼすおそれもあります。

佐世保市では、良好な広告景観の形成を進めるため、屋外広告物法や佐世保市屋外広告物条例により必要な規制を行っています。

(2) 屋外広告物とは

常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示される広告板、広告塔、立看板、ポスター、広告幕などで、営利目的かどうかは問いません。

ただし、街頭で配布されるチラシ、音響広告、屋内で表示される広告物などは含まれません。

なお、本手引きにおいて「広告物」とは、屋外広告物本体及び掲出物件を指すものとします。

(3) 自家広告物と一般広告物

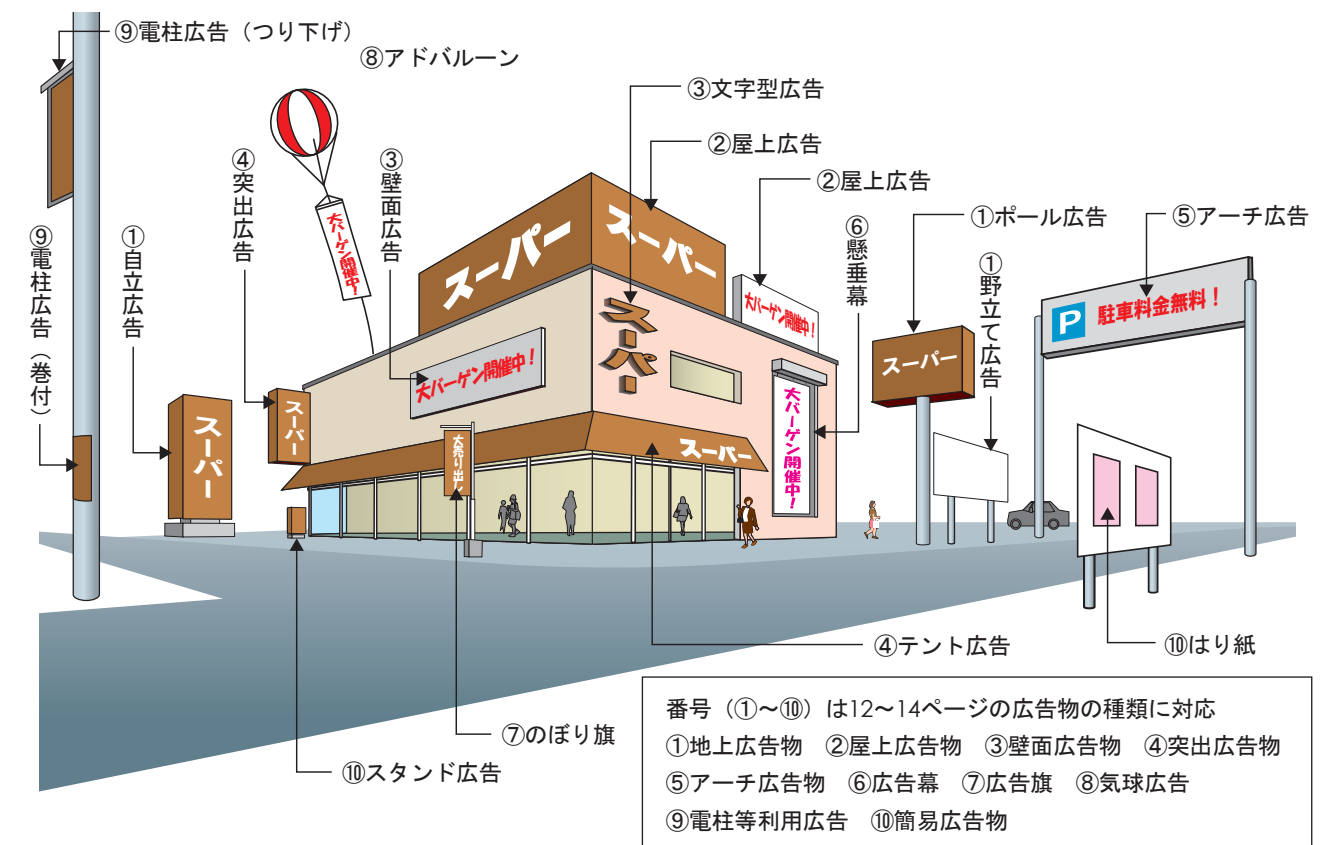
●自家広告物

自己の名称や事業内容などを表示するため、自己の事業所やその敷地内に表示する広告物をいいます。

●一般広告物

「自家広告物」以外の広告物をいいます。

(4) 屋外広告物の種類

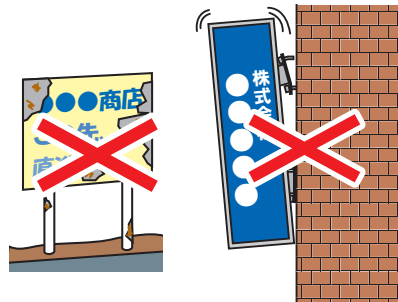


2 屋外広告物の規制内容

(1) 禁止広告物

以下の広告物は、表示することができません。

- ①著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- ②著しく破損し、又は老朽したもの
- ③倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの



塗料等の剥離、破損、老朽

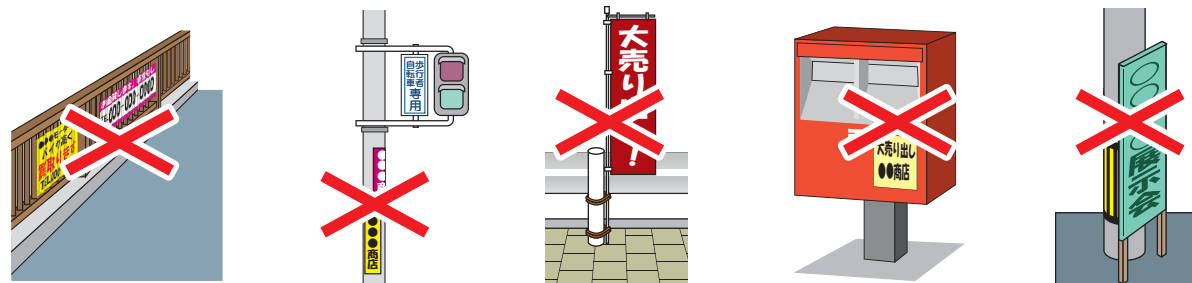


道路標識に類似

(2) 禁止物件

以下の物件には、広告物の表示はできません。また、電柱や街灯柱などには、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示できません。

- ①街路樹、路傍樹及びこれらの支柱並びに保存樹
- ②橋りょう、トンネル、高架構造物、中央分離帯及び道路反射鏡
- ③信号機、道路標識、歩道柵、駒止め、里程標及び町名等表示板
- ④消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- ⑤郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- ⑥送電塔、送受信塔及び照明塔
- ⑦煙突、ガスタンク、石油タンク及び水道タンク
- ⑧銅像、神仏像、記念碑その他これらに類似するもの
- ⑨市長が指定する区域内の石垣、擁壁及び土羽
- ⑩市長が指定する区域内の電柱、街灯柱、架線柱及び支電柱
- ⑪景観重要建造物及び景観重要樹木



橋りょう

信号機

歩道柵

郵便ポスト

電柱

●禁止物件の適用除外

以下の広告物は、禁止物件に許可不要で表示することができます。

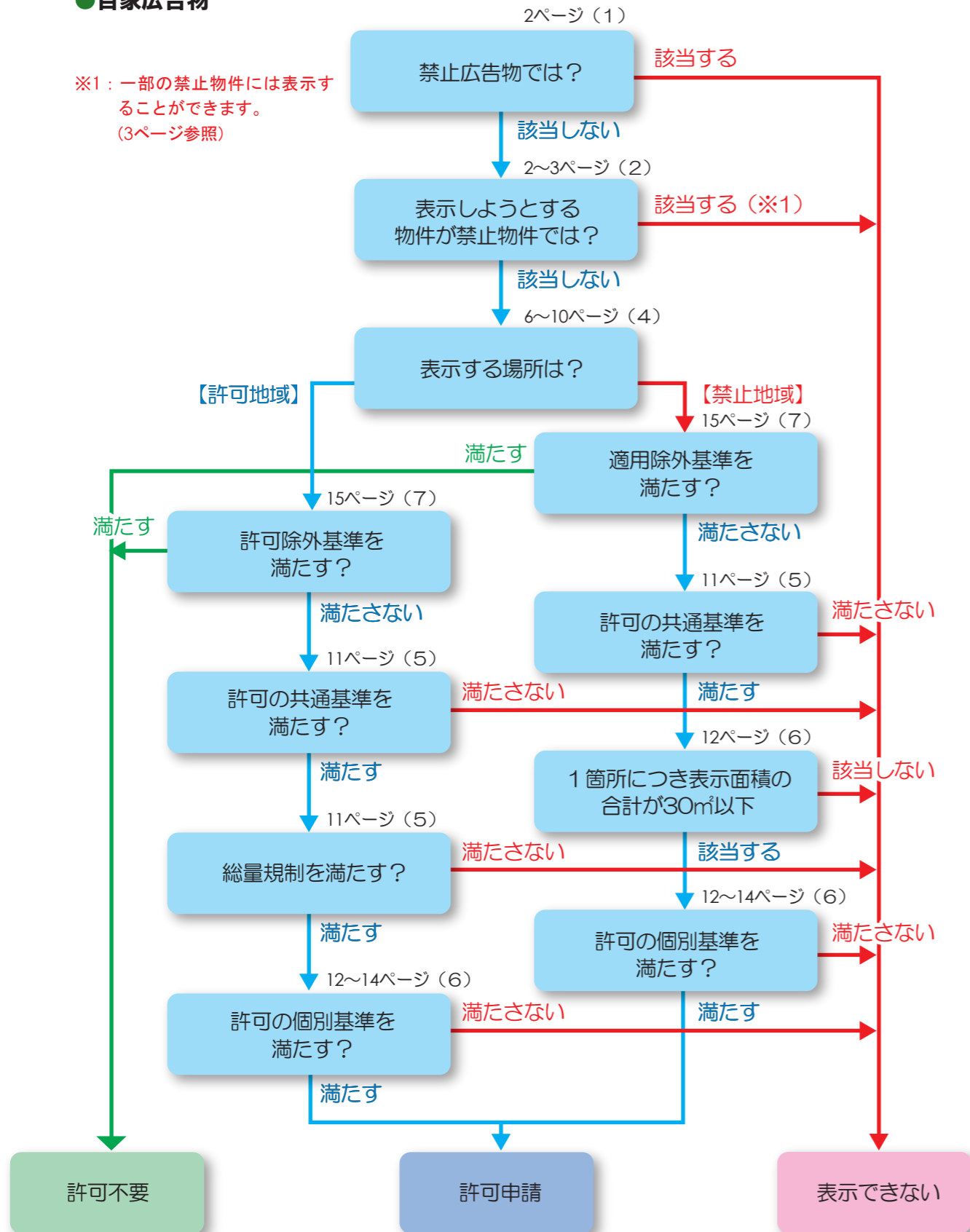
許可不要で表示することができる広告物	
1	以下の基準を全て満たす自家広告物 ・禁止物件⑥、⑦、⑨、⑪（⑨の場合は物件面積1/3以下に限る）で、表示面積の合計が5㎡以下の広告物 ・朱色の蛍光塗料を使用しない
2	国又は公共団体が公共的目的で表示する広告物で市長が指定するもの（電柱などに表示するはり紙などを除く）
3	禁止物件の所有者又は管理者が管理上必要な広告物（電柱などに表示するはり紙などを除く）
4	禁止物件⑦に表示するものに限り、朱色の蛍光塗料を使用せず、周囲の景観と調和し、宣伝を目的としない広告物
5	法令の規定により表示する広告物
6	公職選挙法による選挙運動のための広告物
7	市長が指定する施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物のうち、適用除外基準（15ページ）に該当する広告物

(3) 屋外広告物の表示フロー

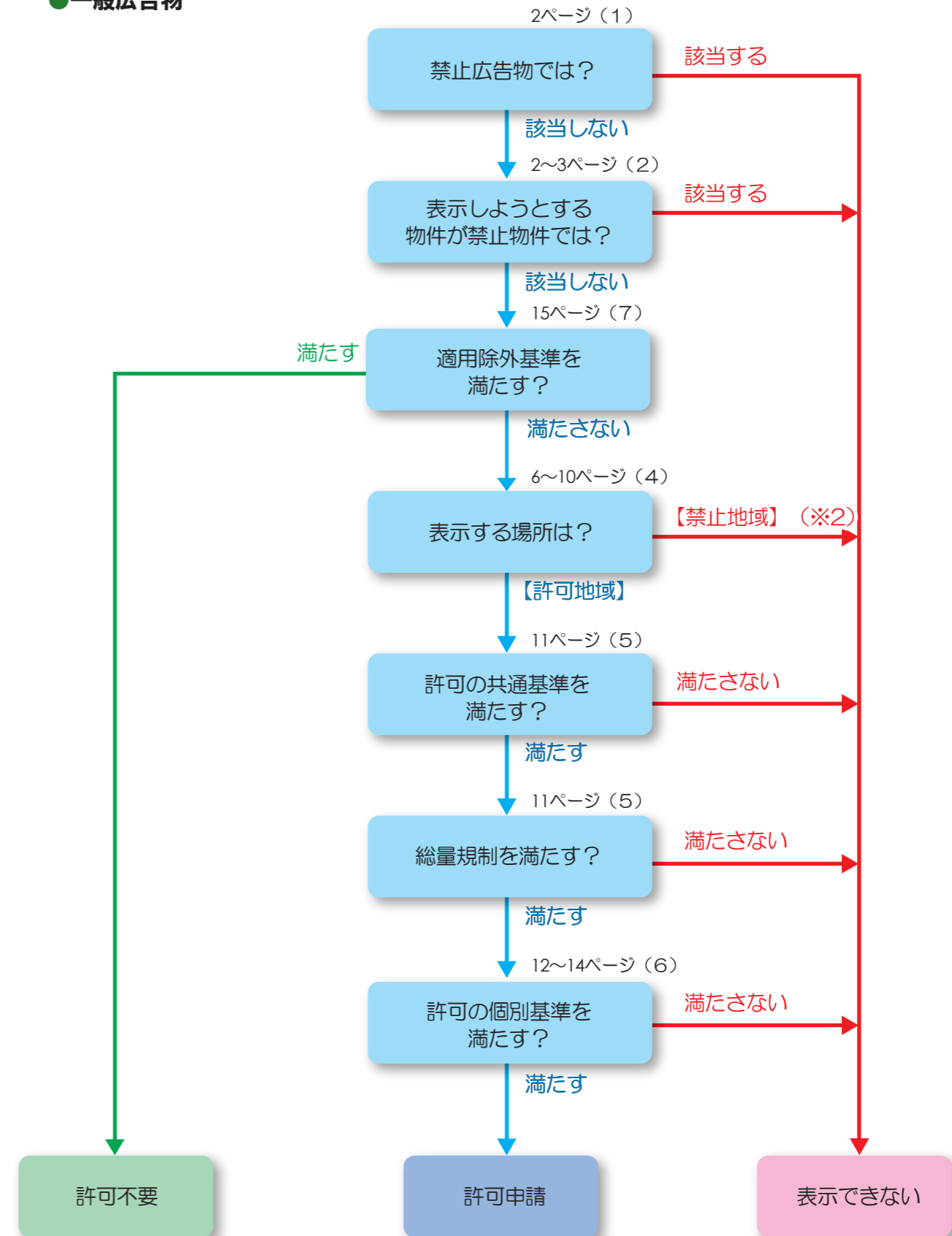
広告物を表示する前に、禁止広告物や禁止物件に該当しないか、また、表示可能な地域であるか、広告物の大きさなどが許可の基準に適合しているかなど、以下のフロー図に沿って確認してください。

● 自家広告物

※1：一部の禁止物件には表示することができます。(3ページ参照)



● 一般広告物



※2：道標、案内図板などの広告物については、公共的目的に限り、禁止地域においても、一定の基準を満たすものは、許可を受けて表示することができます。(12ページ参照)

屋外広告物について
屋外広告物の規制内容
屋外広告物の許可の手続き
屋外広告物の登録
違反屋外広告物などに
対する措置
公共(ふれあい)掲板に
ついて
申請書などの様式

屋外広告物について
屋外広告物の規制内容
屋外広告物の許可の手続き
屋外広告物の登録
違反屋外広告物などに
対する措置
公共(ふれあい)掲板に
ついて
申請書などの様式

(4) 禁止地域・許可地域

●禁止地域：広告物を表示することはできません。

条例第3条	地域又は場所
第1号	○第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域で市長が指定する区域 ○景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区、伝統的建造物群保存地区（市長が指定する区域を除く）
第2号	○市民農園整備促進法第2条第2項に規定する市民農園の区域（市長が指定する区域を除く）
第3号	○都市計画決定され、利用されている都市公園
第4号	○重要文化財、国宝、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財に指定された建造物及びその周囲で市長が指定する地域 ○史跡名勝天然記念物、特別史跡名勝天然記念物に指定された地域 ○史跡名勝天然記念物に仮指定された地域 ○重要文化的景観
第5号	○長崎県の有形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財に指定された建造物及びその周囲で市長が指定する地域 ○長崎県の史跡名勝天然記念物に指定された記念物及びその周囲で市長が指定する地域
第6号	○風致保安林
第7号	○原生自然環境保全地域 ○自然環境保全地域
第8号	○県指定自然環境保全地域 ○県指定緑地環境保全地域
第9号	○保存樹林
第10号	○道路及び鉄道等（予定地含む）で市長が指定する区間 ○道路及び鉄道等（予定地含む）から展望することができる地域で市長が指定する区域
第11号	○官公署、学校、保育所、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び病院
第12号	○古墳、墓地及び火葬場
第13号	○公衆が休息、観賞、散歩、運動、遊戯等のために利用する地域又は場所のうち市長が指定する区域

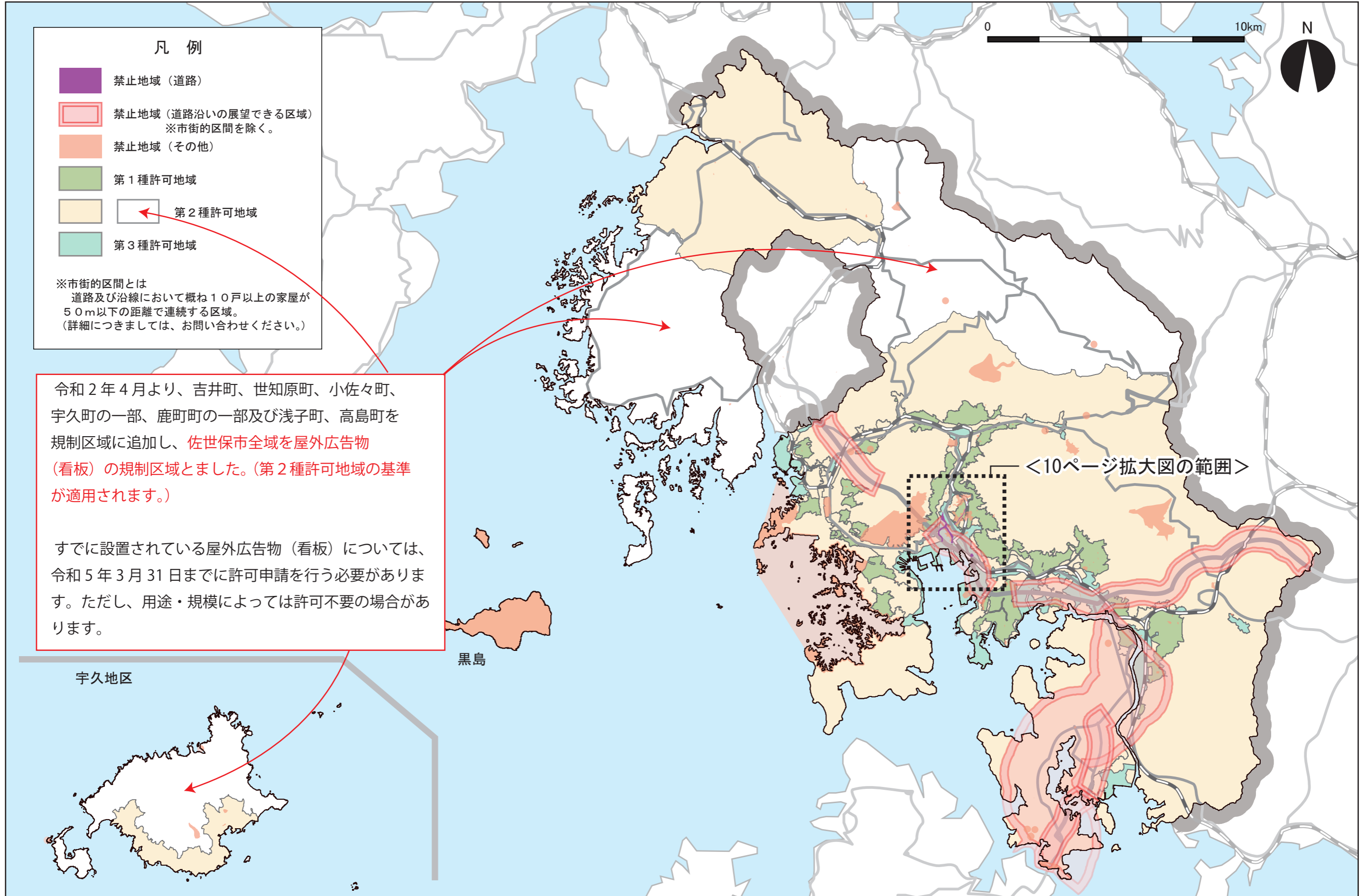
(8~10ページ「禁止地域・許可地域の範囲」を参照)

条例第5条	地域又は場所
第1号	○景観法により定められた景観計画区域（市長が指定する区域を除く）
第2号	○都市計画法により指定された都市計画区域
第3号	○公園、河川、湖沼、溪谷及び海浜並びにこれらの付近の地域で市長が指定する区域
第4号	○港湾、漁港、空港及び駅前広場並びにこれらの付近の地域で市長が指定する区域
第5号	○道路及び鉄道等で市長が指定する区間並びにこれらから展望できる地域で市長が指定する区域

許可地域の区分	
第1種許可地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
第2種許可地域	第1種許可地域、第3種許可地域以外の地域
第3種許可地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

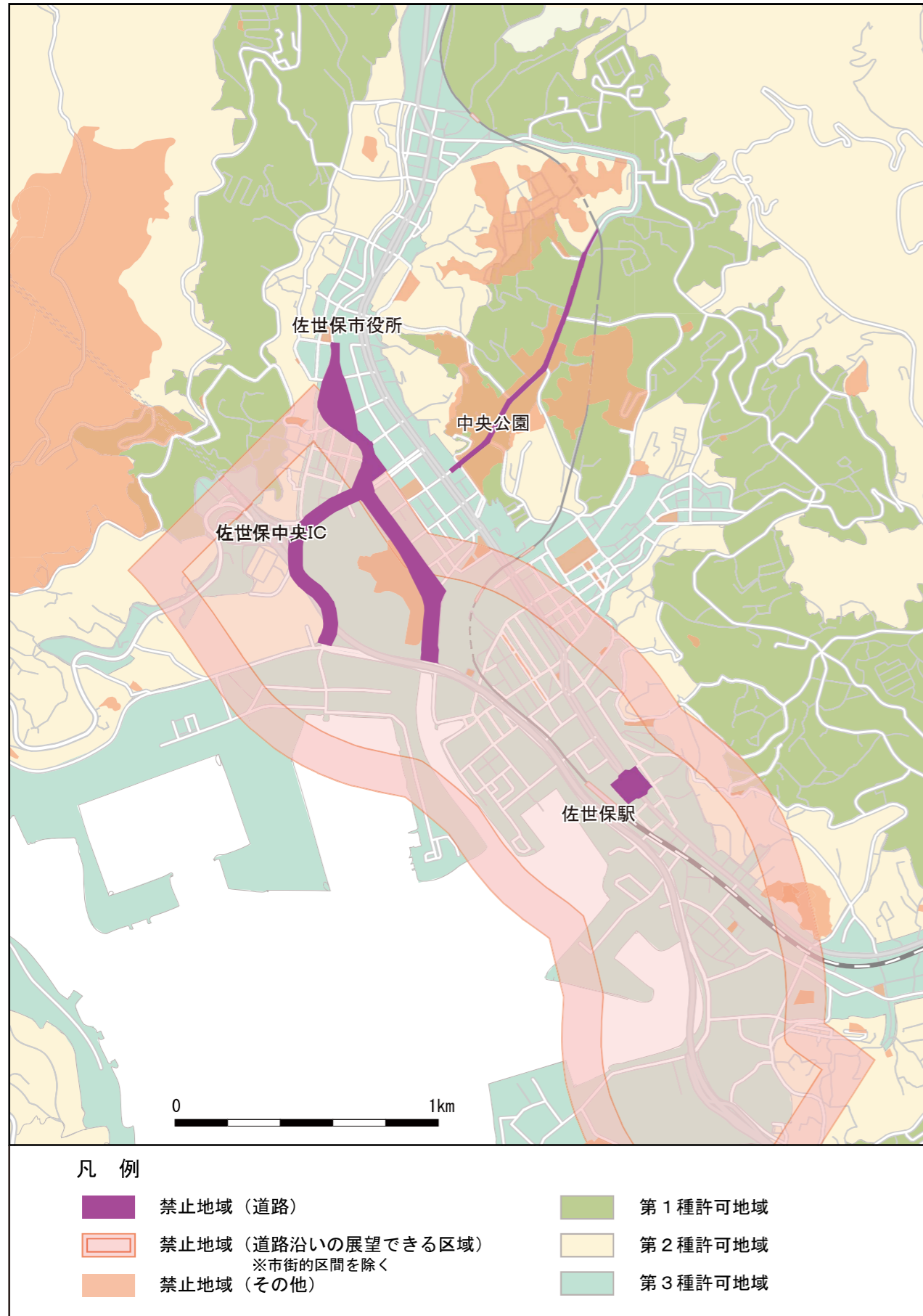
(8~10ページ「禁止地域・許可地域の範囲」を参照)

● 禁止地域・許可地域の範囲（規制図）



詳しくは佐世保市のホームページ（<http://www.city.sasebo.lg.jp/>）から『させぼ街ナビ』をご覧ください。

●禁止地域・許可地域の範囲（拡大図）



詳しくは佐世保市のホームページ（<http://www.city.sasebo.lg.jp/>）から『させぼ街ナビ』をご覧ください。

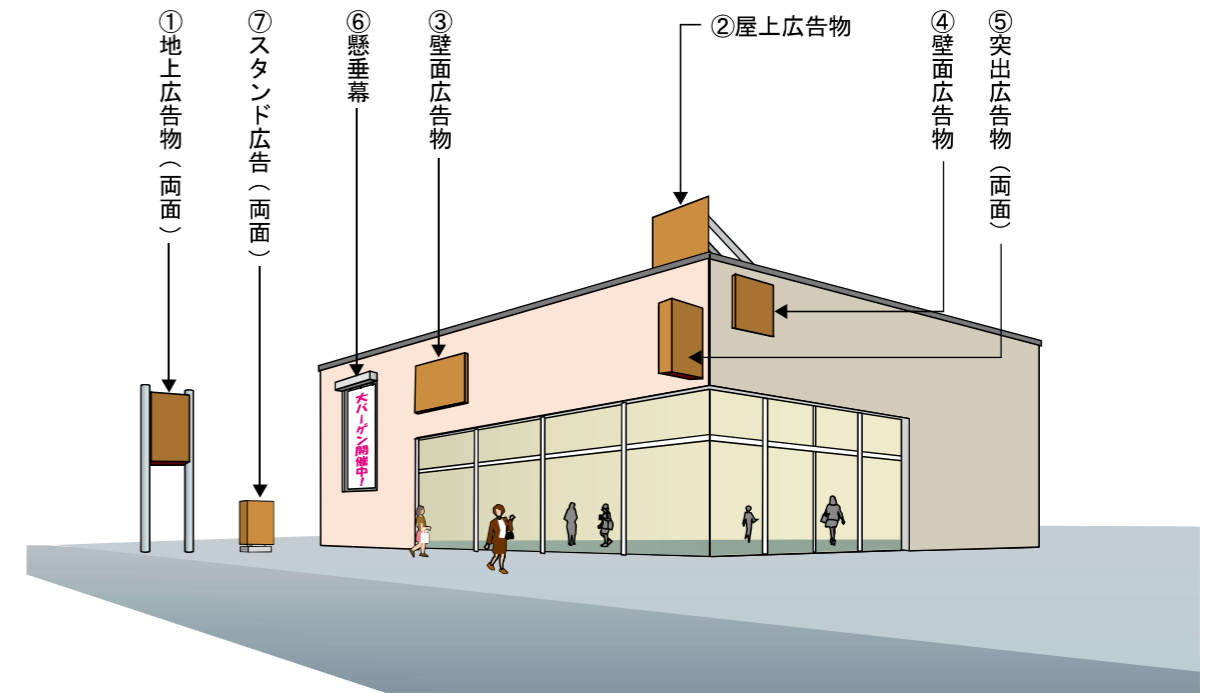
（5）許可の共通基準及び総量規制

●共通基準：全ての広告物に関する共通の基準です。

共通基準
①朱色の発光塗料を使用しないものであること。
②環境に調和し、自然美を妨げないものであること。
③側面及び裏面においても、良好な景観及び風致を書さないように施工したものであること。
④交通の安全を阻害するおそれのないものであること。

●総量規制：1箇所に表示できる合計の面積を規制しています。

総量規制
①第1種許可地域において地上広告物、屋上広告物、壁面広告物、突出広告物若しくは懸垂幕を表示する場合、表示面積の合計は、1事業所につき50㎡以下であること。
②第2種許可地域において地上広告物、屋上広告物、壁面広告物、突出広告物若しくは懸垂幕を表示する場合、表示面積の合計は、1事業所につき100㎡以下であること。
※第3種許可地域では、総量を規制していません。



表示面積の合計	第1種許可地域	第2種許可地域
①×2（両面）、②、③、④、⑤×2（両面）、⑥、⑦×2（両面）の合計面積	50㎡以下	100㎡以下

●個別基準：ハウステンボス周辺地区重点景観計画区域内は、別途、本景観計画の基準に適合すること。

屋外広告物について
屋外広告物の規制内容
屋外広告物の許可の手続き
屋外広告物の登録
違反屋外広告物などに
対する措置
公共ふれあい掲示板に
ついて
申請書などの様式

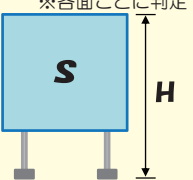
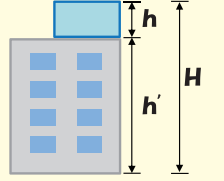
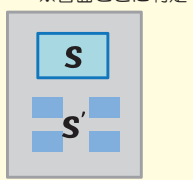
屋外広告物について
屋外広告物の規制内容
屋外広告物の許可の手続き
屋外広告物の登録
違反屋外広告物などに
対する措置
公共ふれあい掲示板に
ついて
申請書などの様式

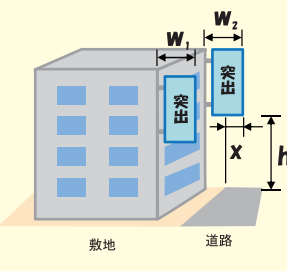
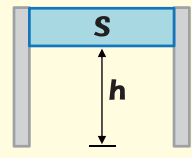
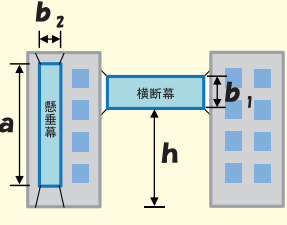
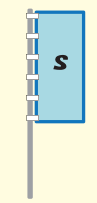
(6) 許可の個別基準

● 広告物の区分ごとの基準

区分	基準	
	禁止地域	許可地域
自家広告物	以下の基準をすべて満たすこと ・ 露出したネオンを使用しない ・ 1事業所につき表示面積合計30㎡以下 ・ 広告物の種類ごとの基準（第1種許可地域）に適合すること	・ 広告物の種類ごとの基準に適合すること
一般広告物	設置不可	・ 広告物の種類ごとの基準に適合すること
道標、案内図板など（公共的目的を持った広告物）	以下の基準をすべて満たすこと ・ 露出したネオンを使用しない ・ 表示面積合計5㎡以下	・ 広告物の種類ごとの基準に適合すること

● 広告物の種類ごとの基準

広告物の種類	基準		
	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域
①地上広告物 ※各面ごとに判定 	・ $S \leq 10\text{㎡}$ ・ $H \leq 10\text{m}$	・ $S \leq 20\text{㎡}$ ・ $H \leq 13\text{m}$	・ $S \leq 30\text{㎡}$ ・ $H \leq 15\text{m}$
②屋上広告物 	・ 建築物の壁面の垂直上面を超えて突き出さないこと ・ $H \leq 50\text{m}$		
	・ $h \leq 1/3 h'$	・ $h \leq 1/2 h'$	・ $h \leq 2/3 h'$
③壁面広告物 ※各面ごとに判定 	・ $S \leq 1/4 S'$ （自家広告物は除く）	・ $S \leq 1/3 S'$ （自家広告物は除く）	・ $S \leq 1/2 S'$ （自家広告物は除く）

広告物の種類	基準		
	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域
④突出広告物 	・ $X \leq 1.0\text{m}$ ・ $h \geq 2.5\text{m}$ （歩道上）、 $h \geq 4.5\text{m}$ （車道上） ・ 広告物の上端は、建築物の壁面の上端を超えないこと ・ 建築物の同一壁面については、2列までとし、その突出幅は同一であること（ $W_1 = W_2$ ）		
	・ $W_1, W_2 \leq 1.5\text{m}$	—	—
⑤アーチ広告物 	・ $h \geq 2.5\text{m}$ （歩道上）、 $h \geq 4.5\text{m}$ （車道上）		
	・ $S \leq 10\text{㎡}$	・ $S \leq 20\text{㎡}$	・ $S \leq 30\text{㎡}$
⑥広告幕 	<横断幕> ・ $b_1 \leq 2.0\text{m}$ ・ $h \geq 4.5\text{m}$ ・ 歩道上のみを横断して表示しないこと ・ 風雨により、ねじれ、落下又は浮遊しないように係留すること <懸垂幕> ・ $b_2 \leq 1.0\text{m}$ ・ $a \leq 10\text{m}$ ・ 風雨により、ねじれ、落下又は浮遊しないように係留すること		
⑦広告旗 	・ $S \leq 2.0\text{㎡}$ ・ 道路敷に、表示しないこと		
⑧気球広告 	・ 網を使用すること ・ $b \leq 1.0\text{m}$ ・ $a \leq 12\text{m}$ ・ $H \leq 50\text{m}$ ・ 表示場所から半径50m以内にある電線より高い位置に取り付けること		

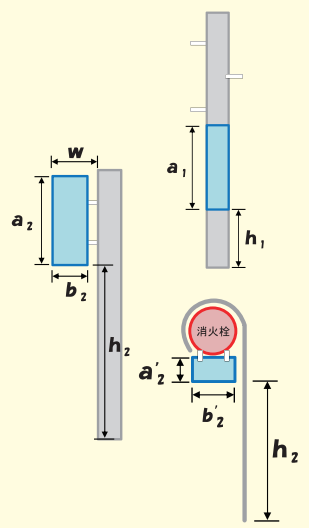
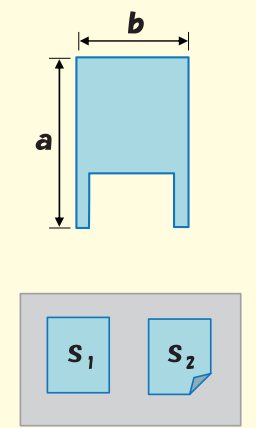
(7) 適用除外基準

以下に示す広告物は、許可不要で表示することができます。

区分	禁止地域	許可地域
自家広告物	○以下の基準をすべて満たすものは許可不要（※1）	
	<ul style="list-style-type: none"> 露出したネオンを使用しない 1事業所につき表示面積合計5㎡以下 	<ul style="list-style-type: none"> 1事業所につき表示面積合計10㎡以下

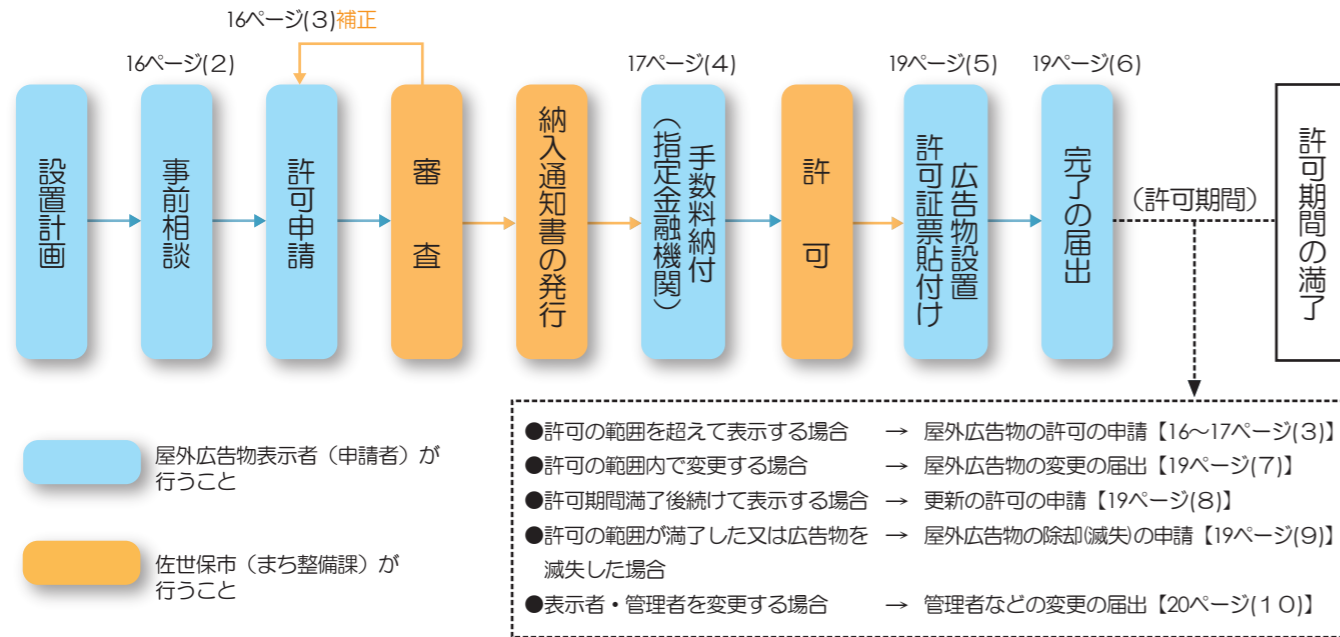
区分	禁止地域	許可地域
1	管理用広告物 ※自己の管理する土地・物件 に管理上必要な広告物	○以下の基準をすべて満たすものは許可不要（※1） <ul style="list-style-type: none"> 露出したネオンを使用しない 土地の管理に必要な広告物は、表示面積合計が5㎡以下 物件の管理に必要な広告物は、表示面積合計が0.3㎡以下
2	工事現場の板塀などの仮囲い に表示する広告物	○以下の基準をすべて満たすものは許可不要（※1） <ul style="list-style-type: none"> 工事の期間中に表示するもの 周囲の景観と調和したもの 宣伝の用に供するものでないこと
3	冠婚葬祭などのため一時的に 表示する広告物	○以下の基準をすべて満たすものは許可不要（※1） <ul style="list-style-type: none"> 冠婚葬祭などを特定するに足る広告物 冠婚葬祭などの期間中に表示するもの
4	講演会、展覧会などのため敷 地内に表示する広告物	○許可不要
5	人、動物、車両、電車又は船 舶等に表示する広告物	○許可不要
6	国又は公共団体が公共的目的 をもって表示する広告物	○許可不要
7	法令の規定により表示する広 告物	○許可不要
8	公職選挙法による選挙運動の ための広告物	○許可不要
9	市長が指定する施設又は物件に 寄贈者名等を表示する広告物	○以下の基準をすべて満たすものは許可不要（※1） <ul style="list-style-type: none"> 1平面の面積の1/20以下 表示面積が0.03㎡以下
10	政治団体の政治活動のための はり札など	○はり紙、はり札等、立看板 等、広告旗の基準（13、14 ページ）に適合するものは 許可不要（※1）

※1 ただし、朱色の蛍光塗料は使用できません。

広告物の種類	基準		
	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域
⑨電柱等利用広告 	<巻付広告> <ul style="list-style-type: none"> $a_1 = 1.5\text{m}$ $h_1 \geq 1.0\text{m}$ 電柱等1本につき、1個であること 街灯柱に表示しないこと 		
	<つり下げ広告> <ul style="list-style-type: none"> $a_2 \leq 1.2\text{m}$（消火栓：$a'_2 \leq 0.4\text{m}$） $b_2 \leq 0.5\text{m}$（消火栓：$b'_2 \leq 0.8\text{m}$） $W \leq 0.6\text{m}$ $h_2 \geq 2.5\text{m}$（歩道上）、$h_2 \geq 4.5\text{m}$（車道上） 歩道側（民地側）を向けて表示すること 電柱等1本につき、1個であること 支電柱に表示しないこと 		
⑩簡易広告物 	<立看板等> <ul style="list-style-type: none"> $a \leq 2.1\text{m}$（足を含む） $b \leq 0.9\text{m}$ 同一のものを連続して表示しないこと 原則として、道路敷に表示しないこと 		
	<はり札等> <ul style="list-style-type: none"> $S_1 \leq 1.0\text{㎡}$ 同一壁面に同一のものを連続して表示しないこと 		
	<はり紙> <ul style="list-style-type: none"> $S_2 \leq 1.0\text{㎡}$ 同一壁面に同一のものを連続して表示しないこと 壁面等により、接着剤等によってはり付けないこと 		

3 屋外広告物の許可の手続き

(1) 屋外広告物の手続きフロー



- ①許可手数料の窓口での現金納付はできません。
- ②納入通知書の発行は、郵送でも可能です。(郵送料は佐世保市負担)
- ③申請書、届出書の提出、許可証の交付などは郵送も可能ですが、郵送料は申請者負担になります。

(2) 事前相談

広告物の表示が禁止されている地域などや、許可申請が不要な場合がありますので、計画段階からご相談ください。

- ・禁止広告物・禁止物件(2～3ページ)、禁止地域など(6～10ページ)
- ・適用除外基準(15ページ)

(3) 屋外広告物の許可の申請

●許可申請に必要な書類

許可を受ける必要がある広告物は、表示者から許可申請書の提出が必要です。許可申請にあたっては、以下の書類正副2通を提出してください。

- ・屋外広告物許可申請書(様式第1号)
- ・広告物を表示する場所及びその付近の見取図、現況カラー写真
- ・広告物の形状、寸法、材料、構造、色彩、意匠などの仕様書及び図面
- ・建築物を利用する場合は、当該建築物との位置関係を示す正面図及び側面図
- ・既設の広告物がある場合は、これらの表示面積、種類並びに個数を明らかにする書類及び現況カラー写真
- ・他人が所有、管理する土地、建築物、工作物に広告物を表示する場合は、当該土地、建築物、工作物の使用の承諾を証する書類の写し
- ・他法令に基づく許可などが必要な場合は、当該許可書などの写し

●許可の期間

種類	許可の期間
1 はり紙、はり札等及び立看板等	1月以内
2 広告旗、広告幕及び気球広告	3月以内
3 1及び2に掲げるもの以外の広告物	3年以内

●管理者の設置

- ・許可などを受けた広告物を表示するものは、簡易広告物又は広告旗を除き、当該広告物を管理する者を置かなければなりません。
- ・また、高さ4mを超える広告物の建築確認が必要な広告物の管理者は、有資格者などでなければなりません。

●許可の範囲を超えて広告物を表示する場合

- ・大きさの変更や新たに照明を設置するなど許可の範囲を超えて広告物を表示するときは、変更箇所について新たに許可を受ける必要があります。

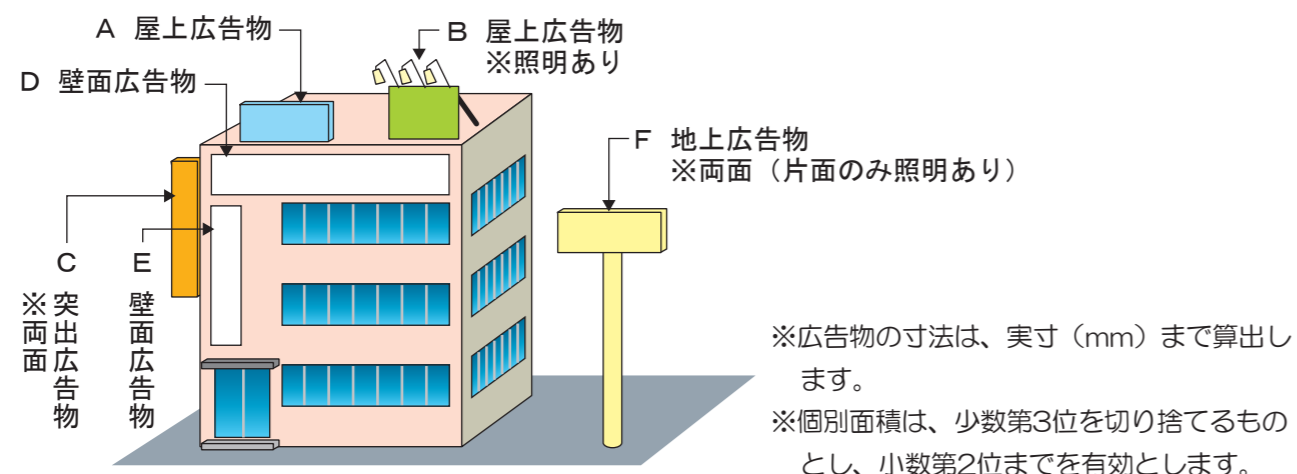
(4) 手数料

広告物の許可基準との適合審査後に、広告物の種類、表示面積、照明装置の有無、許可期間に応じ算出した納入通知書を送付しますので、最寄りの佐世保市指定金融機関などで納入をお願いします。

種類	区分	単位	金額(円)	許可の期間
地上広告物 屋上広告物 壁面広告物 突出広告物 アーチ広告物	～ 0.5㎡未満	1枚 1個 1基	120	3年以内
	0.5㎡以上 ～ 1㎡未満		220	
	1㎡以上 ～ 2㎡未満		460	
	2㎡以上 ～ 5㎡未満		970	
	5㎡以上 ～ 10㎡未満		1,900	
	10㎡以上 ～ 20㎡未満		3,400	
	20㎡以上 ～ 30㎡未満		5,600	
50㎡以上	30㎡以上 ～ 40㎡未満	7,900		
	40㎡以上 ～ 50㎡未満	11,000		
			11,450円に表示面積から50㎡を差し引いた面積(1㎡未満切り捨て)に450円を乗じて得た額を加算した額	
広告幕		1枚	460	3月以内
旗・のぼり		1個	220	
気球広告		1個	1,100	
電柱等利用広告		1個	220	3年以内
簡易広告物	はり紙	1枚	5	1月以内
	はり札等	1枚	120	
	立看板等	1個	220	

※照明を伴うものについては、それぞれの額に10割を加算する。
 (表示面の一部に照明を伴うものについては、照明の面積に応じた額を加算する。)
 ※許可期間が1年を超える場合は、1年ごとに2分の1に相当する額を加算する。
 ・2年許可の場合、1年半分の手数料
 ・3年許可の場合、2年分の手数料
 ※許可後、納付された手数料は還付しません。

●手数料の計算例



種類	寸法	面積	手数料計算 (照明加算額)	手数料
A 屋上広告物	縦 1.490m × 横 3.355m	4.99㎡	970円	970円
B 屋上広告物 (照明あり)	縦 2.050m × 横 3.690m	7.56㎡	1,900円 (+1,900円)	3,800円
C 突出広告物 (両面)	縦 5.206m × 横 0.850m × 2面	8.85㎡	1,900円	1,900円
D 壁面広告物	縦 1.515m × 横 8.055m	12.20㎡	3,400円	3,400円
E 壁面広告物	縦 5.503m × 横 0.813m	4.47㎡	970円	970円
F 地上広告物 (両面) (片面のみ照明あり)	縦 1.280m × 横 3.597m × 2面	9.20㎡	1,900円 (※ +970円)	2,870円
※ F 地上広告物の照明面積は4.60㎡のため、その分の手数料を加算する。			合計 (許可期間1年の場合)	13,910円

※許可期間2年の場合 13,910円×1.5 = 20,865円

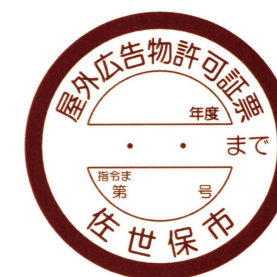
※許可期間3年の場合 13,910円×2.0 = 27,820円

(5) 許可の表示・管理義務

許可を受けた場合には、その旨の表示が必要ですので、広告物に、許可の際に交付された許可証票を必ず貼り付けてください。ただし、はり紙については、当該はり紙に許可済印を押印しますので、これを許可証票にかえるものとします。

また、広告物の表示者又は管理者は、その広告物が見苦しくなったり、危険な状態になったりしないよう、管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

許可証票



(6) 完了の届出

広告物の表示を行ったあとに、確認のため完了届を提出してください。なお、変更の許可を受けたあとも同様です。ただし、簡易広告物又は広告旗については、提出の必要はありません。

- ・屋外広告物完了届 (37ページ)
- ・完成後の付近の状況を十分に知ることができるカラー写真

(7) 屋外広告物の変更の届出

広告物のデザインなど許可の範囲内で広告物の表示内容を変更したときは、届出が必要です。変更届出にあたっては、以下の書類正副2通を提出してください。

ただし、掲示板の中に表示するはり紙などの広告物は、届出の必要はありません。

- ・屋外広告物変更届 (様式第10号)
- ・許可申請に必要な書類のうち変更する内容を明らかにした書類

(8) 更新の許可の申請

許可期間満了後も、引き続き当該広告物を表示する場合は、許可の期間が3月以上3年以内のものにあつてはその期間の満了の日の1月前、その他のもの (佐世保市公共掲示板に表示するものを除く。) にあつては10日前までに、更新の許可を申請する必要があります。更新の許可申請にあたっては、以下の書類を正副2通提出してください。

- ・屋外広告物更新許可申請書 (様式第2号)
- ・付近の状況を十分に知ることができる現況カラー写真
- ・他法令に基づく許可などが必要な場合は、当該許可書などの写し
- ・屋外広告物自己点検報告書 (様式第3号)

(9) 屋外広告物の除却 (滅失) の届出

許可期間が満了したときは、遅滞なく当該広告物を除却し、「屋外広告物除却 (滅失) 届 (様式第9号)」を提出してください。また、滅失したときも同様の手続が必要です。

許可期間満了後も引き続き広告物を表示する場合は、事前に更新の許可の申請を行ってください。(上記「(8) 更新の許可の申請」参照)

(10) 管理者などの変更の届出

許可を受けている広告物で、表示者又は管理者が以下の事項について変更になった場合は、「屋外広告物管理者等設置・変更届（様式第8号）」を提出してください。

- ①表示者又は管理者の氏名、名称又は住所を変更したとき
- ②表示者又は管理者が変更となったとき

(11) その他留意事項

佐世保市屋外広告物条例に基づく許可申請以外にも、広告物の規格や表示場所によって、以下に示すような他法令による許可や届出が必要な場合があります。

- ▶ 建築基準法：高さが4mを超える場合は、工作物の確認申請が必要です。
- ▶ 道路法：道路上に突き出す場合は、各道路管理者への道路占用許可申請が必要です。
- ▶ 農地法：農地に広告物を表示する場合は、農地転用の許可又は届出が必要です。
- ▶ その他：風致地区や地区計画、国立公園、埋蔵文化財など

(12) 許可基準の特例について

平成30年3月31日において現に本市の区域内で行われている広告物等の表示または設置のうち、施行規則4条第2項の許可の基準に適合していないものについては、申し出により特例の対象となる場合がありますので、まち整備課へお尋ねください。

4 屋外広告業の登録

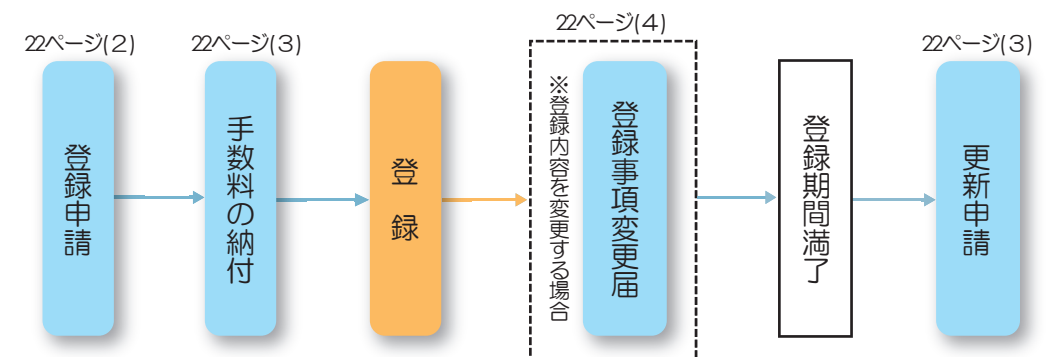
(1) 屋外広告業の登録手続きフロー

屋外広告業とは、広告主から広告物の表示の工事を請負い、屋外で公衆に表示することを業とすることです。

佐世保市内で屋外広告業を営む場合は、屋外広告業の登録が必要です。なお、既に長崎県の登録を受けている業者の方が、佐世保市内で屋外広告業を営む場合は、佐世保市への届出が必要です。

区分	屋外広告業を営む地域	必要な手続き
これから屋外広告業の登録をする業者の方	佐世保市内のみ	・佐世保市への登録申請（※1）
	佐世保市及び佐世保市以外の県内市町	・長崎県への登録申請（※2） ・佐世保市への届出（※3）
既に長崎県で屋外広告業の登録を受けている業者の方	佐世保市及び佐世保市以外の県内市町	・佐世保市への届出（※3）
	佐世保市内では営まない	・佐世保市の手続きは不要

※1 佐世保市への屋外広告業の登録までの流れ



※2 長崎県への屋外広告業の登録申請

長崎県のホームページ（<http://www.pref.nagasaki.jp/>）に必要な手続きが掲載されています。

※3 佐世保市への屋外広告業の届出

長崎県の屋外広告業の登録を受けている業者の方は、佐世保市へ「届出」を行うことにより、佐世保市内での営業が可能です。

具体的な手続きについては、23ページ「(5) 長崎県の登録を受けた業者の方に関する特例（佐世保市への届出）」をご参照ください。

(2) 屋外広告業の登録の申請

佐世保市に屋外広告業の登録を申請する場合は、以下の書類を提出してください。この際、佐世保市内で営業を行う営業所ごとに資格を持った業務主任者を設置することが必要です。なお、登録の拒否事項に該当したり、登録申請書又は添付書類の重要な事項の記載に虚偽や欠如があると、登録はできません。

- ・屋外広告業登録申請書（様式第14号）
- ・登録申請者（役員などを含む）が登録の拒否の要件に該当しない旨の誓約書（様式第15号）
- ・登録申請者（役員などを含む）の略歴書（様式第16号）
- ・登録申請者が法人の場合は、登記事項証明書（※1）
- ・登録申請者が個人の場合は、住民票の写し又はこれに代わる書面（※1）
- ・業務主任者の資格証明書の写し（※2）
- ・業務主任者が従業員であることを証する書面
 - ※1：登記事項証明書、住民票の写しは3ヶ月以内に発行された原本を添付してください。
 - ※2：業務主任者に必要な資格は、以下のとおりです。
 - ・登録試験機関の試験（屋外広告士）合格
 - ・屋外広告物講習会修了
 - ・広告美術仕上げに係る職種について、職業訓練指導員免許の所持、技能検定合格又は職業訓練修了

(3) 手数料・登録期間・登録の更新

●手数料

登録申請手数料（10,000円）は、書類審査後に納入通知書を送付しますので、最寄りの佐世保市指定金融機関などで納入をお願いします。

●登録期間

登録の有効期間は、5年間です。

●登録の更新

有効期間満了後も、引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、登録の有効期間満了の日の30日前までに更新の手続きを行わなければなりません。

(4) 登録の変更

登録事項に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に変更の届出が必要です。変更の届出にあたっては、「屋外広告業登録事項変更届出書（様式第19号）」に以下の書類を添付して提出してください。

変更事項	必要な添付書類
商号、名称、氏名、住所	登記事項証明書 ※法人の場合 住民票の写し又はこれに代わる書面 ※個人の場合
営業所の名称及び住所	登記事項証明書 ※商業登記の変更を必要とする場合
法人の役員の交代、退任など	誓約書、略歴書 ※退任の場合は不要 登記事項証明書
法定代理人に関すること	誓約書、略歴書 登記事項証明書 ※法人の場合 住民票の写し又はこれに代わる書面 ※個人の場合
業務主任者の氏名、担当営業所の変更	資格証明書の写し 業務主任者が従業員であることを証する書面

(5) 長崎県の登録を受けた業者の方に関する特例（佐世保市への届出）

長崎県の登録を受けている屋外広告業者は、佐世保市へ「届出」を行うことにより、佐世保市内での営業が可能です。届出にあたっては、以下の書類を提出してください。届出に際して手数料は発生しません。

- ・特例屋外広告業届出書（様式第27号）
- ・長崎県の登録を受けたことを証する屋外広告業登録証の写し
- ・業務主任者の資格証明書の写し

●変更の届出

氏名、住所又は業務主任者などの変更があったときは、「特例屋外広告業者届出事項変更届出書（様式第30号）」を提出してください。また、業務主任者の変更があった場合は、業務主任者の資格証明書の写しを添付してください。

●届出の更新

長崎県への登録更新を行い、引き続き佐世保市内で屋外広告業を営む場合は、改めて佐世保市への届出が必要です。

(6) 登録後の義務と必要な手続き

●標識の掲示

登録を受けた屋外広告業者は、営業所ごとに公衆の見やすい場所に、必要な事項を記載した「屋外広告業者登録票（様式第24号）」を表示しなければなりません。また、特例屋外広告業の届出を行った場合は、「特例屋外広告業者届出票（様式第25号）」を表示する必要があります。

●帳簿の備付け

屋外広告業者は、広告物の契約内容などを記載した「屋外広告物帳簿（様式第26号）」を作成し、営業所ごとに備えなければなりません。帳簿は、各事業年度末日をもって閉鎖し、営業所ごとに5年間保存しなければなりません。また、帳簿は、電子媒体で記録することも認められています。

(7) 廃業の届出

屋外広告業を廃業したときは、「屋外広告業廃業等届出書（様式第20号）」に、交付を受けている屋外広告業登録証又は特例屋外広告業届出証を添付して、廃業した日から30日以内に佐世保市へ提出してください。

5 違反屋外広告物などに対する措置

(1) 違反屋外広告物に対する措置

- ①許可を受けた広告物が条例に違反する場合は、許可を取り消すことがあります。
- ②特に必要があるときは、広告物の表示者又は管理者に対して、資料の提出を求め、立入検査を行うことがあります。
- ③条例に違反した広告物については、表示の停止又は必要な措置を命じることがあります。
- ④違反者を特定できない場合は、佐世保市自ら必要な措置を行うことがあります。
- ⑤条例に違反している広告物は、佐世保市やボランティア団体が除却することがあります。
- ⑥悪質な条例違反に対しては、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

(2) 違反屋外広告業に対する措置

- ①屋外広告業者に対して、必要な指導、助言及び勧告を行うことがあります。
- ②特に必要があるときは、屋外広告業者に対して、必要な報告を求め、立入検査を行うことがあります。
- ③登録した屋外広告業者が条例に違反した場合は、登録の取消し又は営業の停止を命じることがあります。
- ④悪質な条例違反に対しては、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。

6 公共（ふれあい）掲示板について

公共（ふれあい）掲示板は、電柱や街路樹などに掲示されるはり紙などの違反広告物をなくし、まちを美しくすることを目的として設置しています。

利用を希望する方は、前月23日までに佐世保市都市整備部まち整備課にて、掲示板の利用の申出を行ってください。

●はり紙表示の基準

- ①はり紙の大きさは、B2サイズ（縦728mm×横515mm）以内です。
- ②表示できる期間は、1回につき1月以内です。
- ③同じ内容のはり紙は、1掲示板につき1枚、2回までです。
- ④同じ申請者が表示できるのは、1掲示板につき1区画です。
- ⑤公共掲示板の利用目的に不適当なものは表示できません。
- ⑥はり紙は、利用者が責任をもって、貼付け、取外しを行ってください。

●掲示板の場所

- ①八幡町 国道204号 八幡神社付近
- ②春日町 国道204号 西海学園付近
- ③松原町 国道498号 県営泉福寺団地付近
- ④吉岡町 国道204号 吉岡団地バス停付近
- ⑤川下町 県道11号沿い 長崎県立大学
- ⑥日野町 県道11号 鹿子前入口バス停交差点付近
- ⑦花高1丁目 市道花高団地本線 県営花高団地付近
- ⑧有福町 国道202号 有福バス停付近

様式第2号 屋外広告物更新許可申請書

様式第2号(第6条関係)

屋外広告物更新許可申請書

佐世保市長 様

申請者 氏名 住所 〒() 年 月 日

申請者 氏名 住所 〒() 年 月 日

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕

佐世保市屋外広告物条例第9条第3項の規定により、次のおり申請します。

表示又は設置場所		
用途地域		
許可地域の区分※	第1種 第2種 第3種 その他()	
表示又は設置期間	年 月 日から 年 月 日まで	
広告物等の区分	1 自家用 2 一般 表示面積の合計 m ²	
現在の許可等年月日番号	年 月 日 佐世保市指令番号	号

管理者 住所 〒()	氏名 ⑥(電話) - - ()
表示又は設置場所の所有者(管理者)の承諾	住所 〒()
建築基準法による工作物	要・不要 対象となる広告物
確認	要・不要 対象となる広告物
道路法による占用許可	要・不要 対象となる広告物
他の法令による許可等	要・不要 対象となる広告物
※ 備考	※手数料合計 ※ 変 付

(注意) 1 ※印欄は、記入しなくてください。
2 申請者は、広告物の持ち主又は広告表示者とし、それ以外の者が申請するときは、委任状を添付してください。
3 高さ4メートルを超える広告物については、資格を有する管理者が必要です。
4 広告物等の区分、管理者の有する資格、「要・不要」については、該当するものを○で囲んでください。

様式第3号 屋外広告物自己点検報告書

様式第3号(第6条関係)

屋外広告物自己点検報告書

佐世保市長 様

申請者 氏名 住所 〒() 年 月 日

申請者 氏名 住所 〒() 年 月 日

佐世保市屋外広告物条例施行規則第6条の規定により、次のおり報告します。

1. 広告物等の概要

(1)表示内容	
(2)広告物の種類	個
(3)個数	個
(4)広告物の設置場所	
(5)広告物の設置年月日	年 月 日
(6)前回許可年月日・番号	年 月 日・佐世保市指令番号

2 点検日 年 月 日

3 点検結果

点検項目	※改善の必要性の有無	改善の予定
(1)取付け(支特)部分の変形又は腐食	有・無	
(2)主要部材の変形又は腐食	有・無	
(3)ポルト、ピス等のさび	有・無	
(4)表面の汚染、変色又は剥離	有・無	
(5)表示面の破損	有・無	
(6)その他特に点検した箇所	有・無	

上記の点検結果は、事実と相違ありません。

住所 〒()

氏名 住所 〒()

氏名 住所 〒()

屋外広告物管理者 (電話) - - ()

(注意) 1 ※印のある欄又は項目については、該当するものを○で囲んでください。

(第2面)

広告物の種類	表示内容	材質	寸法	面積	照面面積	※手数料
①			縦 m× 横 m	m ²	m ²	
②			縦 m× 横 m	m ²	m ²	
③			縦 m× 横 m	m ²	m ²	
④			縦 m× 横 m	m ²	m ²	
⑤			縦 m× 横 m	m ²	m ²	
⑥			縦 m× 横 m	m ²	m ²	
⑦			縦 m× 横 m	m ²	m ²	
⑧			縦 m× 横 m	m ²	m ²	
⑨			縦 m× 横 m	m ²	m ²	
⑩			縦 m× 横 m	m ²	m ²	
合計						

(注意) 1 ※印欄は、記入しなくてください。
2 ポール型広告、広帯型、屋上広告、アーチ型広告については、面積欄に高さを入れてください。

様式第8号 屋外広告物管理者等設置・変更届

様式第8号(第11条関係)

屋外広告物管理者等設置・変更届

佐世保市長 様

届出者 住所 〒() 年 月 日

氏名 住所 〒() 年 月 日

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕

屋外広告物(屋外広告物を掲出する物件)の

□管理者を設置した □管理者を変更した
□表示者 □設置者 □管理者の
□表示者 □設置者 □管理者の

□氏名 □名称 □住所を変更した

次のおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 佐世保市指令番号	号
表示(設置)の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
表示(設置)の場所		
種別	数量	枚数
管理者設置変更	年 月 日	年 月 日
管理者設置の場合	住所 〒() 氏名 資格	(電話) - - ()
届出	表示又は設置者	住所 〒() 氏名 (名称) (電話) - - ()
事項	変更の場合	住所 〒() 氏名 (名称) (電話) - - ()
変更	住所 〒() 氏名 資格	(電話) - - ()
変更	住所 〒() 氏名	(電話) - - ()

(注意) 1 []内は、該当する箇所(□)に「レ印」を記入してください。
2 管理者の資格が必要な場合、「資格」欄に資格の名称を記入するとともに、それを証する書面を添付してください。

様式第9号 屋外広告物除却(滅失)届

様式第9号(第11条関係)

屋外広告物除却(滅失)届

佐世保市屋外広告物条例(第13条第2項 第18条第3項第1号)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

Form with fields for applicant (佐世保市長), address, permit details, and removal date.

(注意) 1 ※印欄は、記入しないでください。 2 [第13条第2項 第18条第3項第1号]については、該当するものを○で囲んで記入してください。

様式第10号(第11条関係)

(第1面)

屋外広告物変更届

佐世保市長 様

申請者 住所氏名 〒() 年 月 日

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、 商号又は名称及び代表者の氏名 〕

佐世保市屋外広告物条例第18条第3項第3号の規定により、次のとおり届け出ます。

Table for application details including purpose, location, and current permit info.

Table for applicant and contractor information, including address, phone numbers, and qualifications.

(注意) 1 ※印欄は、記入しないでください。 2 申請者は、広告物の持ち主又は広告表示者とし、それ以外の者が申請するときは、委任状を添付してください。 3 高さ4メートルを超える広告物については、資格を有する管理者が必要です。 4 広告物等の区分、管理者の有する資格、「要・不要」については、該当するものを○で囲んでください。

様式第10号 屋外広告物変更届

(第2面)

Table for advertising object details, including type, content, dimensions, and area before/after change.

(注意) 1 ※印欄は、記入しないでください。 2 ポール型広告、広告塔、広告板、屋上広告、アーチ型広告については、面積欄に高さも記入してください。

屋外広告業登録申請書

様式第14号(第16条関係)

(第1面)

屋外広告業登録申請書

佐田市長 様

年 月 日

申請者 住所 〒(- -)

氏名 氏名 (電話 (- - - -))

〔 商号又は名称及び代表者の氏名 〕

屋外広告業の登録を受けていたので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

登録の種類	新規	※登録番号	屋外広告業登録 第 号
	更新	※登録年月日	年 月 日
法人・個人の別	1 個人 2 法人		
フリガナ 商号、名称又は氏名 〔 法人にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名 〕	〒(- -)		
住所 〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地 〕	住所 〒(- -) 電話 (- - -)		
1 営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)	電話番号
2 業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称	所属営業所名	業務主任者の氏名	摘要
3 法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、代表者、執行役員又はこれらに準ずる者)の職名及び氏名	職名	氏名	職名
	氏名	氏名	氏名
4 他の地方公共団体における登録状況(長崎県を除く)	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号

様式第15号 誓約書

様式第15号(第16条関係)

誓 約 書

佐田市長 様

登録申請者、その役員及び法定代理人(法定代理人が法人の場合はその役員を含む。)は、佐田市長屋外広告物条例第32条第1項各号に定める登録拒否の要件に該当しないものであることを誓約します。

年 月 日

申請者 住所 〒

氏名 氏名 (電話 (- - - -))

様式第16号 略歴書

様式第16号(第16条関係)

略 歴 書

登録申請者の
法人の役員
法定代理人(法人)
の役員

の略歴書

現住所	〒(- -) (電話 - - -)		
氏名	自年月日	生年月日	年 月 日
	至年月日		
略歴	職務内容又は業務内容		
賞罰等	賞 罰 等 の 内 容		
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日 氏 名 (印)			

(注意) 1 「登録申請者 法人の役員 法定代理人 法定代理人(法人)の役員」については、該当するもの支印で囲んでください。
 2 「職務内容又は業務内容」は、屋外広告業に係る職務内容又は業務内容を全て記載してください。
 3 「賞罰等」は、屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分と違反して、罰金以上の刑に処せられた経歴及び屋外広告業の業務の取消し及び営業停止に係る処分を受けた経歴(役員としての経歴を含む。)について記入してください。

(第2面)

5 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	氏名	法人にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名		
	住所	〒(- -) (電話 - - -)		
6 法定代理人が法人である場合のその役員(業務を執行する社員、取締役、代表者、執行役員又はこれらに準ずる者)の職名及び氏名	職名	氏名	職名	氏名
	営業所の名称		営業所の所在地 (郵便番号)	電話番号
7 営業を行う営業所が2以上ある場合の所在地並びに業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称	営業所 2	所属営業所名	業務主任者の氏名	摘要
	営業所 3	所属営業所名	業務主任者の氏名	摘要

(注) 1 ※印欄は、初回登録の場合、記入しなくてもいいです。
 2 「新規、更新」及び「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものを○で囲んでください。
 3 摘要欄は、屋外広告主、講習会修了者その他の業務主任者の他の業務主任者の要件を満たす資格を記入してください。
 4 次の書面を添付してください。
 (1) 登録申請書(法人にあってはその役員、未成年者にあってはその法定代理人(法定代理人が法人である場合は当該法人及びその役員)を含む。)が写しを添付することを含む。 (2) 業務主任者(未成年者にあってはその法定代理人(法定代理人が法人である場合は当該法人及びその役員)を含む。)が写しを添付することを含む。 (3) 業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称(未成年者にあってはその法定代理人(法定代理人が法人である場合は当該法人及びその役員)を含む。)の写し。 (4) 登録申請書(法人にあってはその役員及び、未成年者にあってはその法定代理人(法定代理人が法人である場合は当該法人及びその役員)を含む。)の写し。 (5) 登録申請書が法人(未成年者にあってはその法定代理人(法定代理人が法人である場合は当該法人及びその役員)を含む。)にあっては住民票の写し。 (6) 申請書の第1面で高了する場合は、第2面を提出する必要がある。 (7) 営業を行う営業所が2以上ある場合は、第2面を利用することができます。

様式第19号 屋外広告登録事項変更届出書

様式第19号 (第18条関係)

屋外広告登録事項変更届出書

佐世保市長 様

年 月 日

〒() 届出者 住所

氏名 (電話番号) (印)
 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
 商号又は名称及び代表者の氏名

屋外広告物の登録事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

登録番号	屋外広告登録第 号
登録年月日	年 月 日
変更に係る事項	変更前 変更後 変更年月日
1 商号、名称又は氏名	
2 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 3 営業所の名称又は所在地 4 役員の氏名 5 法定代理人の氏名又は住所 (法人にあっては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名) 6 業務主任者の氏名又はその所属営業所	

(注意) 1 変更に係る事項については、該当するものを○で囲んでください。
 2 変更に係る事項が次のいずれかに該当するときは、当該事項に該当する書類を添付してください。
 (1) 商号、名称若しくは氏名又は住所の変更 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
 (2) 営業所の名称又は所在地の変更 登記事項証明書(商業登記の変更を必要とする場合に限り)
 (3) 法人の役員の変更 登記事項証明書、誓約書及び印鑑
 (4) 法人の役員の氏名の変更 氏名の変更が確認できる書類
 (5) 法定代理人の変更 誓約書及び略歴書並びに法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
 (6) 業務主任者の変更 資格等を証明するもの(写し可)及び在籍証明書

様式第20号 屋外広告業廃業等届出書

様式第20号 (第19条関係)

屋外広告業廃業等届出書

佐世保市長 様

年 月 日

〒() 届出者 住所

氏名 (電話番号) (印)
 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
 商号又は名称及び代表者の氏名

屋外広告物の廃業等となりましたので、次のとおり届け出ます。

登録番号	屋外広告登録第 号
登録年月日	年 月 日
屋外広告業者の住所及び商号、名称又は氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名)	〒() 住所 商号、名称又は氏名
届出理由	1 死亡 2 消滅 3 破産 4 解散 5 廃止
届出理由が生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出人との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

(注意) 1 「届出理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

様式第24号 屋外広告業者登録票

40センチメートル

屋外広告業者登録票

商号、名称又は氏名	↑
法人である場合の代表者の氏名	3.5センチメートル
営業所の名称及び所在地	↓
登録番号	
登録年月日	
登録の有効期限	
この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名	

様式第26号 屋外広告物帳簿

様式第26号 (第25条関係)

屋外広告物帳簿

注文者の商号、名称又は氏名	
注文者の住所	電話
広告物の表示又は掲出物の設置の場所	
当該表示又は設置の年月日	年 月 日
表示した広告物又は設置した掲出物件	名称又は種類 数量
法令に適合していることの確認	
許可が必要な場合の許可の確認	
請負金額	

様式第25号 特例屋外広告業者届出票

40センチメートル

特例屋外広告業者届出票

商号、名称又は氏名	↑
法人である場合の代表者の氏名	3.5センチメートル
営業所の名称及び所在地	↓
届出番号	
届出年月日	
届出の有効期限	
この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名	

様式第27号 特例屋外広告業届出書

様式第27号 (第26条関係) (第1面)

特例屋外広告業届出書 年 月 日

佐世保市長 様

届出者 住所 〒(-) 氏名 (電話) (法人にあっては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名)

佐世保市屋外広告物条例第4.3条第3項の規定により、次とおり届け出ます。

※届出番号	※届出年月日
商号、名称又は氏名	ふりがな
法人・個人の別	1 法人 ・ 2 個人
法人である場合の代表者の氏名及び生年月日	ふりがな 生年月日 年 月 日
住所	〒(-)
電話番号	
営業所の名称	佐世保市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
所在地	〒(-)
電話番号	
氏名	業務主任者の氏名及び資格
資格	ふりがな

(第2面)

長崎県屋外広告物条例第29条の登録番号及び登録年月日

登録番号	
登録年月日	

他の地方公共団体(長崎県を除く)における登録番号

地方公共団体名	登録番号

※備考

	※受付
--	-----

(注意) 1 ※印のある欄には記入しないでください。
2 「法人・個人の別」については、いずれか該当するものを○で囲んでください。

様式第30号 特例屋外広告業者届出事項変更届出書

様式第30号 (第28条関係)

特例屋外広告業者届出事項変更届出書 年 月 日

佐世保市長 様

届出者 住所 〒(-) 氏名 (電話) (法人にあっては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名)

屋外広告業の届出事項に変更が生じたので、次とおり届け出ます。

届出番号	第 号	
	年 月 日	年 月 日
変更に係る事項	変更前	変更後
1 商号、名称又は氏名		
2 住所		
3 営業所の名称又は所在地		
4 役員の名		
5 法定代理人の氏名又は住所		
6 業務主任者の氏名又はその所属営業所		
長崎県屋外広告物条例第29条の登録番号及び登録年月日	登録番号	登録年月日
※備考		※受付

(注意) 1 変更に係る事項については、該当するものを○で囲んでください。

屋外広告物完了届

屋外広告物完了届 年 月 日

佐世保市長 様

届出者 住所 〒(-) 氏名 (電話) (法人にあっては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名)

屋外広告物の表示が完了したので、次とおり届け出ます。

表示又は設置場所	
表示内容	
工事施工者名	
許可等年月日 許可等番号	年 月 日 号 佐世保市指令第 号
完了年月日	年 月 日
※備考	※受付

(注意) 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 完成後の屋外広告物の状況、並びに完成後の周辺の状況がわかるカラー写真を添付してください。

様式第1号(特例) 屋外広告物特例許可申出書

様式第1号(第4条関係)

屋外広告物特例許可申出書

佐世保市長 様

年 月 日

申請者 住所
氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

私が設置又は表示している下記の屋外広告物は、佐世保市屋外広告物条例施行規則に定める許可基準に適合しておりませんので、佐世保市屋外広告物条例施行規則第4条第2項の許可の基準の特例に関する規則に基づき、次のとおり申し出ます。

なお、下記の期日までに、許可の基準に適合するよう屋外広告物の変更、改造又は除却を行いますので、それまでの間許可をしていただきますようお願いいたします。

当初許可番号	佐世保指令 第 号
表示内容	
設置場所	佐世保市
改造等の期日	年 月頃までに (改造 ・ 模様替え ・ 撤去)

備考 次の書類を添付して提出すること
 ・ 屋外広告物自己点検報告書
 ・ その他市長が必要と認める書類

以 上

佐世保市屋外広告物の手引き

平成28年4月(令和2年版)

〔編集・発行〕

佐世保市 都市整備部 まち整備課

〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号

TEL : 0956-24-1111 (代表) FAX : 0956-25-9678

ホームページ : <http://www.city.sasebo.lg.jp/>